

朝霞都市計画高度地区の変更（朝霞市決定）

決定告示年月日
平成 29 年 4 月 3 日

都市計画高度地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物の高さの最高限度	朝霞市 備考
高度地区 (20m地区)	約 14.1ha	建築物の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)の最高限度は20mとする。	
高度地区 (25m地区)	約 873.2ha	建築物の高さの最高限度は25mとする。	
高度地区 (35m地区)	約 14.8ha	建築物の高さの最高限度は35mとする。	
合計	約 902.1ha		

1. 許可による特例

次のいずれかに該当する場合で、良好な住環境の保全に支障がないものとして市長が認めて許可した建築物については、建築物の高さの最高限度（以下「最高限度」という。）は適用しない。

- (1) この都市計画決定の告示の日において、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物であつて、当該最高限度に適合しない部分を有するもの（以下「既存不適格建築物」という。）の建替えて、当該既存不適格建築物の高さの範囲内で行うもの
- (2) 既存不適格建築物の増築で、増築に係る各部分の高さが最高限度の範囲内で行われるもの
- (3) 公益上やむを得ないと認められる建築物の建築で、あらかじめ朝霞市都市計画審議会の意見を聴いたもの

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由 都市計画道路 3・4・3 中央通線の一部区間の廃止に伴う沿道の用途地域の変更併せて、高度地区を変更する。